



## 一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

令和元年12月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
1	令和元年12月23日	株式会社ユニ・メディア (法人番号5370001001261) 菅野 徳彦	宮城県仙台市 泉区黒松 2丁目 20番14号	本社 営業所	宮城県仙台市 泉区山の寺 1丁目 71-1	文書警告	道路運送法 第27条第3項	令和元年11月26日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
2	令和元年12月24日	株式会社グリーンキャブ (法人番号2011101023399) 高野 公秀	東京都新宿区 戸山 3丁目 15番1号	仙台 営業所	宮城県仙台市 太白区東中田 1丁目 46-1	文書警告	道路運送法 第27条第3項	令和元年12月24日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
3	令和元年12月24日	東北第一交通株式会社 (法人番号6370001012530) 北浦 歳彦	宮城県仙台市 宮城野区扇町 3丁目 6番14号	本社 営業所	宮城県仙台市 宮城野区扇町 3丁目 6番14号	輸送施設の 使用停止 (30日車)	道路運送法 第27条第3項、 特定地域及び準 特定地域におけ る一般乗用旅客 自動車運送事業 の適正化及び活 性化に関する特 別措置法第16条 の4第1項	令和元年8月8日及び9月4日、監査を実施した結果、2件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) (2)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)
4	令和元年12月24日	観光第一交通株式会社 (法人番号5370001004454) 北浦 歳彦	宮城県仙台市 若林区卸町東 1丁目 1番56号	本社 営業所	宮城県仙台市 若林区卸町東 1丁目 1番56号	輸送施設の 使用停止 (50日車)	道路運送法 第27条第3項、 特定地域及び準 特定地域におけ る一般乗用旅客 自動車運送事業 の適正化及び活 性化に関する特 別措置法第16条 の4第1項	令和元年9月3日、監査を実施した結果、2件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) (2)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)
5	令和元年12月24日	観光第一交通株式会社 (法人番号5370001004454) 北浦 歳彦	宮城県仙台市 若林区卸町東 1丁目 1番56号	泉 営業所	宮城県仙台市 泉区長命ヶ丘 3丁目 26-8、9	輸送施設の 使用停止 (20日車)	特定地域及び準 特定地域におけ る一般乗用旅客 自動車運送事業 の適正化及び活 性化に関する特 別措置法第16条 の4第1項	令和元年9月9日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

令和元年12月分

番号	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
6	令和元年12月24日	観光第一交通株式会社 (法人番号5370001004454) 北浦 歳彦	宮城県仙台市 若林区卸町東 1丁目 1番56号	長町 営業所	宮城県仙台市 太白区太子堂 2-27	輸送施設の使用停止 (20日車)	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和元年9月11日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)
7	令和元年12月24日	仙台第一交通株式会社 (法人番号8370001006712) 北浦 歳彦	宮城県仙台市 宮城野区中野 4丁目 2番地の3	本社 営業所	宮城県仙台市 宮城野区中野 4丁目 2番地の3	輸送施設の使用停止 (40日車)	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和元年9月10日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)
8	令和元年12月24日	仙台第一交通株式会社 (法人番号8370001006712) 北浦 歳彦	宮城県仙台市 宮城野区中野 4丁目 2番地の3	東仙台 営業所	宮城県仙台市 宮城野区東仙台 2-11	輸送施設の使用停止 (20日車)	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和元年9月13日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)
9	令和元年12月24日	南仙台第一交通株式会社 (法人番号8370001002257) 北浦 歳彦	宮城県仙台市 太白区西中田 1丁目 3番1号	本社 営業所	宮城県仙台市 太白区西中田 1丁目 216番地1号	輸送施設の使用停止 (20日車)	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和元年9月11日、監査を実施した結果、1件の違反が認められた。 (1)運賃届出、運賃変更届出違反(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)
10	令和元年12月24日	有限会社あきた県都交通 (法人番号3410002004814) 照井 由輝	秋田県秋田市 寺内堂ノ沢 1丁目 7番21号	本社 営業所	秋田県秋田市 寺内堂ノ沢 1丁目 7番21号	輸送施設の使用停止 (30日車) 及び 文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年6月11日、監査を実施した結果、3件の違反が認められた。 (1)乗務員台帳の作成義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項) (2)高齢運転者に対する指導義務違反(運輸規則第38条第2項) (3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)



令和2年1月20日  
国土交通省 東北運輸局

## 青森県三沢市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し警告を発しました。

令和元年10月30日に東北運輸局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は警告を発しましたのでお知らせします。

なお、警告書の交付については、本日、青森運輸支局において行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：大空交通 株式会社 代表取締役 高田 秀明  
(法人番号：4420001012130)  
青森県三沢市日の出1丁目94番地341号

営業所：本社営業所  
青森県三沢市日の出1丁目94番地341号

#### 2. 行政処分等年月日 令和2年1月16日

#### 3. 行政処分等の概要

文書警告

#### 4. 違反の概要

##### (1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

##### ①運行指示書の作成等義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第1項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官  
担当：角張、高橋

TEL：022-791-7532



令和2年1月20日  
国土交通省 東北運輸局

## 青森県上北郡六ヶ所村の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し警告を発しました。

令和元年10月29日に東北運輸局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は警告を発しましたのでお知らせします。

なお、警告書の交付については、本日、青森運輸支局において行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：大泉運輸 株式会社 代表取締役 小泉 國雄  
(法人番号：6420001011758)  
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1157番地

営業所：本社営業所  
青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎1157番地

#### 2. 行政処分等年月日 令和2年1月16日

#### 3. 行政処分等の概要

文書警告

#### 4. 違反の概要

(1) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

①運行指示書の保存義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第28条の2第2項)

≪問い合わせ先≫

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官  
担当：角張、高橋

TEL：022-791-7532



